

## ＜朝霞市公共空間利活用支援業務における利活用規約（暫定）＞

作成：2025年2月21日 一般社団法人あさかエリアデザイン

本規約は、一般社団法人あさかエリアデザイン（以下「一社あさかエリアデザイン」とする）が朝霞市より業務委託された事業「朝霞市公共空間利活用支援業務」において、公共空間を利活用するイベントを開催する際に適用される規約です。

全ての規約は一社あさかエリアデザインが朝霞市の確認を経た上で、認められた利活用事業に適用されます。

### ■利活用基本方針

- ・ 公益性（※）を有した利活用であること
- ・ 個人・一定の団体の営利を目的としないこと
- ・ 誰もが立ち寄れる利活用の範疇であること
- ・ 囲いなどを設けて空間を独占・占拠しないこと
- ・ 過度な音量を発生して近隣住人や通行人の暮らしを脅かさないこと

#### ※公益性とは

- ・ 社会の利益に寄与すること、またはその性質を持つこと
- ・ 利益を受けられる機会が、広く一般に公開されている
- ・ 特定の個人や組織の利益ではなく、広く社会の利益に適うもの

### ■利活用条件および利用内容

- ・ 一社あさかエリアデザインの採択を受けた事業者に限る
- ・ イベントの主催者名欄は「一般社団法人 あさかエリアデザイン」と明記すること
- ・ その他細かな条件は別途支援業務にて調整

### ■利活用可能時間

通年 7：00～22：00

※他団体の利用予約が入っていない日に限ります

※利用予約状況は主として朝霞市都市建設部に確認します

### ■利用可能日数

1日/1イベント/1者・企画者 まで（同じ企画者は年間最大3回まで利活用可能）

### ■利活用対象公共空間

A：朝霞駅南口「駅前広場」

B：朝霞駅南口市役所通り「BBスクエア」

C：朝霞市役所「花の池テラス」

D：シンボルロード内各所、広場

E：青葉台公園

F：黒目川等河川敷

G：北割公園

H：弁財公園

※A～Hの場所は別添付地図参照

Z：上記以外の場所を利活用したい場合は申し出のこと

■対象規模

- ・ 出店数が飲食・販売・ワークショップ・体験・全て含め1 イベント10店舗まで
- ・ 出店に携わる人数は不問

■出店料

- ・ 飲食出店が4店舗以上あるイベントの場合：¥30,000/1 イベント
  - ・ 上記以外のイベントの場合：¥10,000/1 イベント
- ※各出店者の出店料は企画代表者に一任とする

■公共空間使用料

- ・ A、C、D→道路占用料 65 円/m<sup>2</sup>
- ・ 上記以外→行政財産使用料（場所により金額が異なるので別途確認が必要です）

■安全管理

- ・ 公共空間各エリアの所轄ルールに準拠する
- ・ 主催者（一般社団法人あさかエリアデザイン）は必要に応じてイベント保険に加入する
- ・ 公的機関への申請（警察、消防、保健所）は、行政担当課および一社あさかエリアデザインにて行う

■手続き方法

- ・ 別紙「申し込み～イベント開催の流れ」参照のこと

■法律遵守

公共空間利活用時に遵守すべき法律、条例、規則、命令、その他の規則 については、利活用企画者の責任および負担にて遵守すること

※それぞれのエリアに適用されている法律等が多種多様なため、企画時に当該公共空間の担当課に確認すること（下表1参照）

対象公共空間およびエリア	管理担当課
A：駅前広場	道路整備課
B：BB スクエア	まちづくり推進課
C：花の池テラス	財産管理課
D：シンボルロード内各所、広場	みどり公園課、道路整備課
E：青葉台公園	一般社団法人スポーツ振興公社
F：黒目川等河川敷	埼玉県朝霞県土整備事務所、
G：北割公園	みどり公園課
H：弁財公園	みどり公園課

（表1）

■利活用いただけない対象

- ・ 一社あさかエリアデザインが、公益性のない利活用内容であると判断した場合
- ・ 企画代表者および団体の身元が不明確な場合
- ・ 企画代表者および団体が反社会的、公序良俗に反する と一社あさかエリアデザインが判断した場合

- 企画代表者および団体が罪を犯すなど捜査機関による捜査や措置を受ける可能性がある場合

- その他一社あさかエリアデザインの正当な運営を妨げると一社あさかエリアデザインが判断した場合

■ 利活用時の禁止事項・停止事項

- 申し込み内容とは異なる利活用の内容
- 禁止エリアでの裸火、焚き火、野焼き、その他事前申請のない火気全般
- 利活用後に原状回復不可能となる使い方
- 過度な音量の出る機材の持ち込みおよび使用
- 政治、宗教、ネットワークビジネス、マルチビジネスなどに関する全ての勧誘行為
- 集团的または常習的な暴力的不正行為、反社会的行為およびそれらの活動を助長する行為

■ 瑕疵について

- 公共空間にあるすべての施設、設備は破損損壊等のなきこと
- 破損損壊が認められた場合は、エリア管理者と協議の上で必要な補償を行うこと
- 公共空間の施設、設備を使用する設えの場合は、必ず事前にエリア管理者（表1参照）へ申し出ること（土面への杭打ち、フェンス等を使ったバナー掲示なども該当）

■ 清掃、ゴミの処理について

- 原則としてイベントに関係して排出されたゴミは全て持ち帰ること
- ゴミステーションの設置等は企画代表者に一任する
- イベント終了後はイベント企画代表者および団体が責任を持って清掃にあたること
- その他、公共空間を大切に使用する配慮を忘れないこと

■ プライバシーポリシー

- 来場者の画像使用について  
一社あさかエリアデザインは来場者含めイベントに関与する人物等の画像の利用は一切認めないものとする。但し本人了承を得た上での画像利用はその対象外とする。
- 情報の利用目的  
利活用時に取得した個人情報については管理のために収集するものであり、それ以外の目的に利用または提供しない
- 個人情報の利用範囲  
取得した個人情報は本事業の管理者のみが利用し、それ以外の第三者に提供することは一切おこなわない

■ 本規約について

- 本規約は予告なく変更・更新することがあります
- なお、変更更新した場合は全てのことは変更後の規約に準ずるものとします
- 本規約に記載なき事項については、双方が誠意をもって協議するものとします

■利活用時に対する補助金について

利活用時に係る経費のうち下表対象項目の経費は最大10万円を支援します

対象経費	材料費・通信費・会場設営費・印刷費・講師謝礼・交通費（実費相当）
対象外経費	提案する事業と直接関わりのない会合の飲食費、企画団体の構成員に対する人件費、工事費、備品購入費

お問い合わせ

一般社団法人あさかエリアデザイン

朝霞市公共空間利活用支援事業担当

[asaka.street.terrace@gmail.com](mailto:asaka.street.terrace@gmail.com)

作成：2025年2月21日